

「同志社イノベーション・ゲートウェイ」学生企画・広報チーム 活動ガイドライン

（目的）

第1条

本チーム設置の目的は、「同志社イノベーション・ゲートウェイ」（以下「DIG」）の設置目的に基づき、DIG 履修生の主体的な企画や広報活動および大学におけるイノベーション推進に資する意見発信等を通じて、学生の企画力・発信力・課題解決力を育成し、大学と学生の共創関係を促進することを目的とする。

（設置および位置づけ）

第2条

- （1）本チームは、DIG 内に設置される学生組織である。
- （2）活動は学生ボランティアとして行い、原則報酬は支給しない。
- （3）活動内容および成果は、同志社イノベーション・ゲートウェイ運営委員会へ報告するものとする。

（構成）

第3条

- （1）メンバーは DIG 履修生の中から公募・選考により任命する。
- （2）メンバーの任期は原則 1 年間（年度内）とし、再任を妨げない。
- （3）メンバーの役割は広報活動やイベント等の企画・実行と大学におけるイノベーション推進に資する意見発信等の活動とする。

（活動内容）

第4条

本チームの主な活動内容は以下の通りとする。

- （1）DIG の広報媒体（Web、SNS、印刷物等）の企画・改善提案の作成および実施
- （2）学内外に向けた情報発信活動およびイベント企画・運営
- （3）大学側の関係部局・委員会等との連携による意見交換や提案発表
- （4）その他、学生の主体的な提案に基づく活動

（活動の運営）

第5条

- （1）定例会議は原則月 1 回開催し、参加は原則必須とする。
- （2）活動計画や進捗管理は学生メンバーと教職員が協働して行う。
- （3）学業との両立を考慮し、柔軟な参加体制を保证する。
- （4）活動に関する記録は適宜作成し、同志社イノベーション・ゲートウェイ運営委員会に報告する。

（成果物の取扱い）

第6条

本チームの活動を通じて作成された広報コンテンツ等の成果物は、原則として大学に帰属し、大学広報等に活用される場合がある。

（守秘義務および情報管理）

第7条

- （1）活動を通じて知り得た大学内部の情報・資料は外部に漏らしてはならない。
- （2）提言や広報内容に関しては、全学共通教養教育センターの承認を得てから公開するものとする。
- （3）個人情報保護法その他関連法令を遵守し、個人情報の取扱いには細心の注意を払う。

（事務）

第8条 このガイドラインに関する事務は、全学共通教養教育センター事務室が取り扱う。

（改廃）

第9条

本ガイドラインの改廃は、同志社イノベーション・ゲートウェイ運営委員会の承認を経て行う。

以上